

# 白老町手話言語条例（案）

言語は、知識を身に着け、感情表現などの手段であり、人の暮らしに必要不可欠なものです。

手話言語は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

聞こえない人は、聞こえる人々の「当たり前」の中で暮らし、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、多くの方が未だ、聞こえない人の生活や実態を理解しておりません。

これらを踏まえ、多文化共生を謳っている白老町ならではの取組を通じ、聞こえない人の生活・日常・手話言語を深く理解して地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この条例を制定するものである。

## （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、聞こえない人と聞こえない人以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 聞こえない人が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 聞こえない人は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

## （町の責務）

第3条 町は、基本理念にのっとり、聞こえない人への理解と手話言語の普及していき、聞こえない人があらゆる場面で自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として、聞こえない人と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、聞こえない人が利用しやすいサービスを提供し、聞こえない人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条

町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
- (2) 町民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 町民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話言語通訳者の処遇改善、手話言語による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(財政措置)

第6条 町は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。